

■目次■

(1) 地方独立行政法人の評価の仕組み

(2) これまでの検討経過

(3) 評価基準の考え方

【資料】

①小項目評価シート【別紙1】

②大項目・全体評価シート【別紙2】

(4) 評価の進め方とスケジュール

【参考】 評価委員会で審議いただく事項とその予定

(1) 地方独立行政法人の評価の仕組み

地方独立行政法人法第28条で以下のとおり規定

1. 法人の業務実績の評価について

地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、**設立団体の長の評価**を受けなければならない。

2. 市長と評価委員会の役割

- 市長：実質的な内容に踏み込んだ評価を行い、結果について責任を持つ。
- 評価委員会：市長の評価が適正なものであるかを、客観性・公正性・中立性の観点から点検する。

3. 評価の流れ

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8～R12 |
|------|----------|------|------|------|-----------------------------|----------------|
| 中期目標 | 第1期 中期目標 | | | | | 第2期 中期目標 |
| 中期計画 | 第1期 中期計画 | | | | | 第2期 中期計画 |
| 年度計画 | R3計画 | R4計画 | R5計画 | R6計画 | R7計画 | R8計画 |
| 評価対象 | — | R3実績 | R4実績 | R5実績 | R6実績 R3～7実績見込 法人の継続判断 | R7実績 R3～7実績 |

※市長は法人に対し、実績評価を踏まえた**業務運営改善命令**をすることができる。

(2) これまでの検討経過

1. 令和2年度第3回評価委員会での事務局の説明趣旨

中期目標において、評価基準を動物園経営のPDCAサイクルに組み込むこととされている。
⇒ 園経営の最も具体的な行動指針「年度計画」を評価項目の基礎とする。

2. 評価委員会での委員意見

- 減点方式だけでなく、加点方式を加えた評価が必要。
⇒ 加点方式では予め期待される行動例を示すとよい。
- 点数だけでなく、コメントによる定性的な評価もあわせて多面的な評価が必要。
- 単年度の業績評価を行う際に、中期計画の達成状況にも留意。
- PDCAの過程自体も評価対象になりうる。

3. ご意見を踏まえた令和3年3月末時点での事務局（案）

- 先行独法と同様の基準（小項目及び大項目について5段階評価を実施）
- ただし、法人の目標達成イメージや評価の恣意性排除のため、III評価及びV評価基準の事例をあらかじめ列挙し、法人に示す。
- 全体評価は各項目の評価を踏まえて記述評価する。
⇒ 年度計画の項目にはないが、中期目標の達成に資するものがあれば、ここで評価する。

(3) 評価基準の考え方

以下の案で次年度より評価を行っていききたい。

○小項目（80項目）：5段階評価

| I | II | III | IV | V |
|--------------|----------------|--------------|---------------|------------------|
| 計画を大幅に下回っている | 計画を十分に実施できていない | 計画を順調に実施している | 計画を上回って実施している | 計画を大幅に上回って実施している |

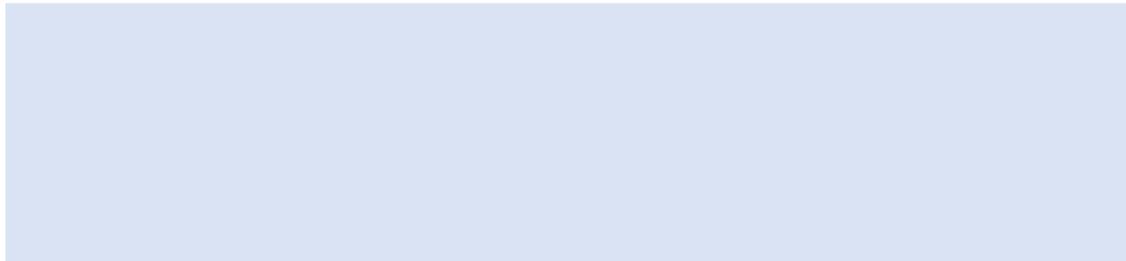
- 年度計画に示された項目（R3:**80項目**）について5段階評価。
- 但し、達成レベルについてイメージしやすくするため、また評価の恣意性を排除するため、「III評価」「V評価」に値する事例を列挙し、予め法人に提示。
（列挙した内容については、【別紙1】参照）

○大項目（15項目）：5段階評価

| D | C | B | A | S |
|-----------|---------|-----------|-------|-----------|
| 重大な改善事項あり | やや遅れている | おおむね計画どおり | 計画どおり | 特筆すべき進捗状況 |

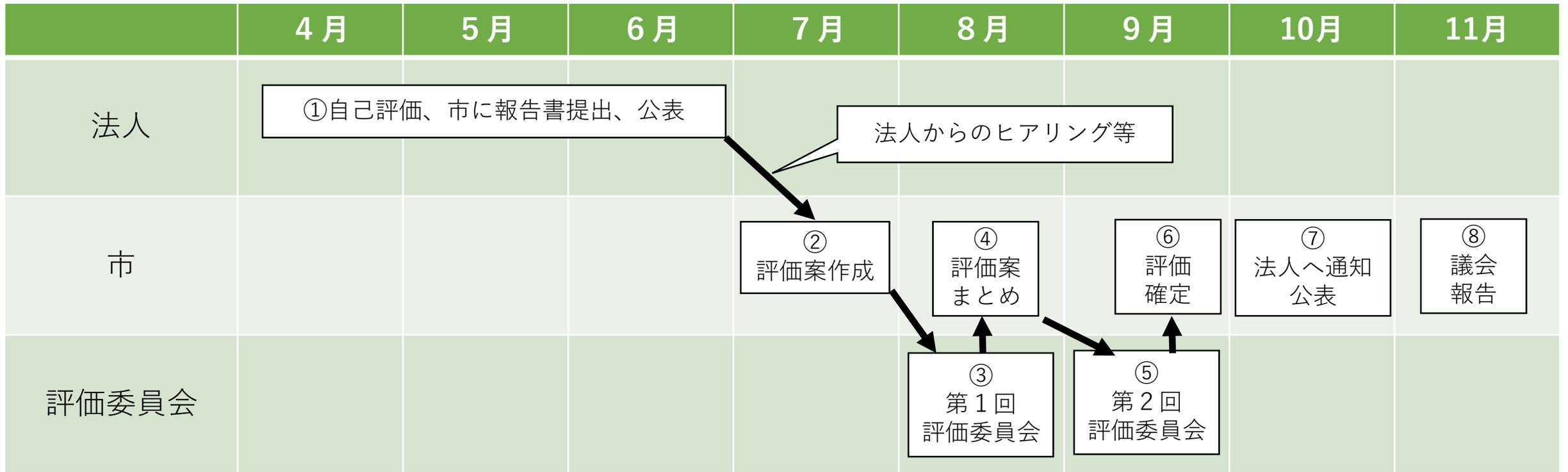
- 小項目の評価を踏まえ、中期目標に示した**15項目**について、5段階評価。
- 小項目評価の大項目評価への反映の考え方については、【別紙2】参照。

○全体評価：記述式（項目別評価を踏まえて）



- 各項目の評価を踏まえ、記述式で評価。
- 年度計画の項目にはないが、中期目標の達成に資するものがあれば、ここで評価を行う。

(4) 評価の進め方とスケジュール



【年2回の評価委員会の運営方法】

■第1回

- 市の評価案を各委員に事前送付し、評価委員会を開催。
- 各委員の意見を集約し、小項目の評価案を取りまとめる。

■第2回

- 第1回で取りまとめた小項目の評価案を元に、大項目・全体評価についての案を取りまとめる。
- 評価委員会で、議論の上、意見集約し市長評価を確定させる。

【参考】 評価委員会で審議いただく事項とその予定

| 年度 | 期間 | 審議事項 |
|-----|-----------|--|
| R4 | 第1期中期目標期間 | • R3の業務実績評価 |
| R5 | | • R4の業務実績評価 |
| R6 | | • R5の業務実績評価 |
| R7 | | • R6の業務実績評価 • R3～7の見込みの実績評価 • 法人の存続を含めた業務・組織の見直し • 第2期中期目標の設定 |
| R8 | 第2期中期目標期間 | • R7の業務実績評価 • R3～7の業務実績評価 |
| R9 | | • R8の業務実績評価 |
| R10 | | • R9の業務実績評価 |
| R11 | | • R10の業務実績評価 |
| R12 | | • R11の業務実績評価 • R8～12の見込みの実績評価 • 法人の存続を含めた業務・組織の見直し • 第3期中期目標の設定 |
| R13 | 第3期 | • R12の業務実績評価 • R8～12の業務実績評価 |

※その他、必要に応じて地方独立行政法人法で定められた事項について審議の上、意見をいただくこととなる。

【例】

- ✓ 役員の報酬等の支給基準
- ✓ 本市より出資した財産（獣舎などの建物）が不要になった場合の本市への納付や処分